

平成 20 年 7 月 29 日
金融庁

金融円滑化ホットラインについて

金融庁では、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」を踏まえ、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を下記のとおり、開設しております。本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。

記

名 称： 「金融円滑化ホットライン」
開設日： 平成 20 年 4 月 30 日
受付時間： 平日 10：00～16：00
電話番号： 03-5251-7755
受付内容： 銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局総務課
（内線 3379・3314）
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室
（内線 9541）

中小企業金融の円滑化

～金融庁は全力で取り組んでいます～

私ども金融庁は、中小企業金融の円滑化に向けて様々な取組みを行っています。
このパンフレットでは、こうした取組みの一端を紹介させていただきたいと思います。

1

中小企業に対する資金供給を円滑に行うよう、金融機関に対し繰り返し要請しています。

2

中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図っています。

3

中小企業等の経営実態に即した金融検査を実施しています。

4

中小企業金融の実態把握のため、利用者の方々等から情報・意見等を聴取しています。

5

企業再生(地域再生)の一層の推進に向けた制度整備を進めています。



金融庁

<http://www.fsa.go.jp>

1

中小企業に対する資金供給を円滑に行うよう、金融機関に対し繰り返し要請しています。

中小企業に対し、適切なリスク管理の下、適切にリスクをとり、資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、金融機関に対し、繰り返し要請を行っています。

- (1) 金融担当大臣と民間金融機関等の代表者との中小企業金融の円滑化に関する意見交換会。
- (2) 財務局が主催する、各地域における中小企業金融の円滑化に関する意見交換会。
- (3) 金融庁幹部と金融関係団体との意見交換会（毎月）。
- (4) 責任共有制度の導入や改正建築基準法の影響に関する適切な対応を金融機関に要請。
- (5) 与信取引に関する顧客への説明態勢の整備を繰り返し金融機関に要請。
- (6) 主要行向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、顧客への説明態勢の整備を主な着眼点とし、検証を実施。



*なお、金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。

2

中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図っています。

『地域密着型金融』とは、金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するといった枠組みをいいます。

- 中小企業金融の円滑化にも資するよう、主たる顧客が中小企業である中小・地域金融機関には、地域密着型金融の本質に係わる以下の3項目について、取組みを求めています。

【具体的な取組み内容】

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 金融庁では、金融機関の取組みの中で、先進的な事例等を取りまとめた「地域密着型金融に関する取組み事例集」を公表いたしました。

この中で、例えば動産等を担保とした融資（ABL）等、ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓に資する事例も紹介しています。

今後とも、この事例集の周知・広報に努めることで、各金融機関の取組みを促してまいります。

3

中小企業等の経営実態に即した金融検査を実施しています。

- (1) 中小企業等の財務状況や貸出状況を大企業と同じように評価せず、中小企業等の特性に留意し、柔軟に判断するための具体的なポイントを記載した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を用い、金融検査を実施しています。

○ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の主なポイント

- ①一時的な要因により赤字や債務超過になりやすいといった中小企業の特性に留意
- ②中小企業等とその代表者等との一体性（代表者からの借入金等）に着目
- ③数字には表れない企業の技術力、販売力、経営者の経営資質等の成長性に着目
- ④経営改善計画等の柔軟な評価

<①の事例：水産加工業者A社のケース>

- ・地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設し、A社は信用金庫からの借入金2千万円と自己資金1千万円の合計3千万円を出資。
- ・台風上陸によって、「浜辺の市」は壊滅的な打撃を受け、このためA社の当年度の決算状況は、赤字計上を余儀なくされ、債務超過に陥った。
- ・しかしながら、A社自身は台風による影響をほとんど受けておらず、またA社の売上に占める「浜辺の市」の割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移。

- ⇒・A社は赤字、債務超過の状況であるものの、原因は一時的かつ外部的な要因。
・A社の業況は、変わりなく順調であり、回復が十分見込めるので、特段の問題のない貸出先と評価。

<③の事例：タオル製造販売業者C社のケース>

- ・海外からの安価な製品の流入などによる取引先からの納入単価切下げにより、売上高は大幅に減少。3期連続赤字を計上し、前々期より債務超過に転落している。
- ・返済条件の緩和から遅延は発生していないが、主力商品の売上減少の影響が大きく、人員削減などによるコストダウンに努めているものの、その成果はなかなか現れていない。
- ・しかしながら、前期末に開発した試作商品が関係者間で好評であったことから、従来の販売ルートに向けて拡販の準備をしている。

- ⇒・業況は非常に厳しい状況にあるが、新商品による今後の収益改善が期待でき、注意は必要だが、経営破綻に陥る可能性は高くない貸出先と評価。

- (2) 償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じ、借り手企業の財務基盤の強化につながる借入金を、金融検査において資本とみなし、債務者区分の検討を行う旨、20年3月、金融検査マニュアルに記載しました。

【十分な資本的性質が認められる借入金の例】

(中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度)

- ・償還条件について15年の一括返済となっており、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定となっている劣後ローン

4

中小企業金融の実態把握のため、利用者の方々等から情報・意見等を聴取しています。

- (1) 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし等の各種情報提供を承るため、金融庁では、「金融サービス利用者相談室」において、情報を受け付けています。

寄せられた情報は、金融機関の検査・監督の実施に当たり、貴重な情報として活用しています。また、情報の受付・活用状況については、四半期ごとに公表しています。

- お電話での受付 受付時間:平日 10:00~16:00 電話番号:03-5251-6811
- ホームページでの受付 受付時間:24時間
- 金融サービス利用者相談室URL:<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/>
- FAXでの受付 受付時間:24時間 ファックス番号:03-3506-6699

- (2) 金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を以下のとおり、開設しています。

- 受付時間:平日 10:00~16:00 電話番号:03-5251-7755

- (3) 金融機関に対する評価について、利用者の方々のご意見を伺うアンケート調査を実施しています。

- (4) 金融庁幹部が地方の商工会議所を往訪し、意見交換を実施しています。(例年9月頃)

- (5) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の説明会を実施しています。

借り手である中小企業が金融機関と融資の交渉を行う等の際に役立つ内容を記載したパンフレットを作成し、説明会を各地の商工会議所・法人会等にて開催しています。説明会の開催や講師派遣等を希望される際は、金融庁検査局又はお近くの財務局までお問い合わせ下さい。

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/nattoku.pdf>



*なお、貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

5

企業再生(地域再生)の一層の推進に向けた制度整備を進めています。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の中で銀行法などを改正し、企業の事業再生への取組みに資するよう、銀行グループ等の議決権保有制限の例外となる対象に、従来からのベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加することとしました。

(20年6月公布、公布後6月以内に施行)

これにより、企業再生の局面において、銀行グループ等が、負債に限らず、資本まで含めた総合的な企業ファイナンスに貢献していくことが期待されます。

*なお、事業再生を行う会社の具体的な範囲は、今後、銀行法施行規則等で定めることとなります。